

：	フィードバック	：	2024/07/09
：	急いで	：	
：	小門 亜優美	：	90%
：		：	0.00
顧客ID:	nc10125823	システム:	CheckEye DX
医療機関名:	くらげ整形外科	カルテ番号:	
完了通知日:		診療年月:	
医療機関コード:	0125823	業務区分:	

ニチイ学館様よりお問合せです。

医療機関ID：nc10125823 6月診療分 患者ID：16145他

ルールID：PLJ200M002

腰部固定帯加算のみの算定はいかがでしょうか。腰部固定帯固定の算定ありませんで不合格になっています。

運動器リハビリテーション料（1）（理学療法士による場合）を算定しているのですが、腰部固定帯固定は算定できず、加算のみ算定されています。

他の整形外科様も同様にこの不合格（エラー）が多く出ております。レセプト全体で、チェックをかけることはできないのでしょうか。

ご検討下さい。

#1 - 2024/07/09 14:37 - 姜 俊豪

- () 姜 俊豪 磯崎 康浩 ()

内容の確認をお願いします。

点検方法は腰部固定帯加算以外の処置「J」 外来診療料, 慢性疼痛疾患管理料, 運動器リハビリテーション料（2）がないと不合格です。

古い点検ルールなので、整理が必要だと思います。

腰部固定帯加算以外の処置「J」 外来診療料, 慢性疼痛疾患管理料, 運動器リハビリテーション料（2）が

が

#3 - 2024/07/09 17:55 - 磯崎 康浩

- () 磯崎 康浩 姜 俊豪 ()

J 2 0 0 腰部、胸部又は頸部固定帯加算（初回のみ）

(1)

本加算は、それぞれの固定帯を給付する都度算定する。なお、「固定帯」とは、従来、頭部 頸部 軀幹等固定用伸縮性包帯として扱われてきたもののうち、簡易なコルセット状のものをいう。

(2) 胸部固定帯については、肋骨骨折に対し非観血的整復術を行った後に使用した場合は、手術の所定点数に含まれており別途算定できない。

胸部固定帯で肋骨骨折に対し非観血的整復術を行った場合のみ算定できないので、それ以外の手技料とのチェックは不要でしょう。

#4 - 2024/07/10 09:38 - 姜 俊豪

- () 新規 進行中 ()

- () 姜 俊豪 磯崎 康浩 ()

かなり初期からあったル丨ルだと思われます。

抽出機能のように、まずレセプトを探すために作ったル丨ルかもしれません。

長い間メンテナンスもされていなかったようですし、修正する方法もなさそうです。

このル丨ルは削除しようとしています。

ご意見をお願いします。

#5 - 2024/07/11 08:21 - 磯崎 康浩

- () 磯崎 康浩 姜 俊豪()

胸部固定帯加算のみ、肋骨骨折に対し非観血的整復術算定時、算定できないとありますので、このルールのみ適応をお願いします。

#6 - 2024/07/11 09:45 - 姜 俊豪

- () 姜 俊豪 磯崎 康浩 ()

前にお渡しした様式で作成をお願いします。

#7 - 2024/07/11 10:00 - 小門 亜優美

腰部固定帯加算についてのルールも見直し、作成をお願いいたします。

#8 - 2024/07/11 10:50 - 磯崎 康浩

- 胸部固定帯加算.xlsx (ガ) が

- () 磯崎 康浩 姜 俊豪()

J 2 0 0 腰部、胸部又は頸部固定帯加算（初回のみ）については別添のルールのみ適応で、

既存のルールは削除（停止）をお願いします。

#9 - 2024/07/11 17:43 - 姜 俊豪

- () 進行中 解決()

- () 姜 俊豪 小門 亜優美()

- () 0 90()

既存ルールは廃止し、新規ルール「胸部固定帯加算の適応」を作成して配布しました。

胸部固定帯加算の適応

#10 - 2024/07/12 11:24 - 小門 亜優美

- () 解決 フィードバック()

- () 小門 亜優美 姜 俊豪 ()

姜さん

ご対応ありがとうございます。

> 既存ルールは廃止し、新規ルール「胸部固定帯加算の適応」を作成して配布しました。

この中には問合せの「腰部固定帯加算」も含まれていますか？

確認をお願いします。

#11 - 2024/07/12 13:21 - 姜 俊豪

- () 姜 俊豪 小門 亜優美 ()

含まれません。

磯崎さんがくださったファイルには胸部固定帯加算だけあります。

* すみません。 #7に記録された部分を見ませんでした。

磯崎さんに追加のファイルの作成を依頼してもらえますか。

胸部固定帯加算

* #7

が

12 - 2024/07/12 13:43 - 小門 亜優美

- () 小門 亜優美 磯崎 康浩 () .

磯崎さん

ニチイ様からのお問合せは、

ルールID：PLJ200M002

腰部固定帯加算のみの算定はいかがでしょうか。腰部固定帯固定の算定ありませんで不合格になっています。

運動器リハビリテーション料(1)(理学療法士による場合)を算定しているので、腰部固定帯固定は算定できず、加算のみ算定されています。

となっています。

こちらについての対応を至急差さんにご指示いただきたいです。

よろしくお願いいたします。

13 - 2024/07/16 11:33 - 磯崎 康浩

- () 磯崎 康浩 小門 亜優美() .

(1) 本加算は、それぞれの固定帯を給付する程度算定する。なお、「固定帯」とは、従来、頸部 胸部 腕部 肘部 股関節固定用伸縮性巻帯として扱われてきたもののうち、最もなコルセット状のものをいう。

(2) 胸部固定帯については、肋骨骨折に対し非観血的治療を行った後に使用した場合は、手術の所定点数に含まれており別途算定できない。

とあり、胸部固定帯以外は、特に規定がありません。従来不要であったルールが存在したために起こったミスだと思います。

従って、既存ルールは廃止し、新規ルール「胸部固定帯加算の適用」を作成でOKと思います。

腰部固定帯固定の手技に対しては、運動器リハビリテーション料(1)(理学療法士による場合)算定時等は、算定できないというルールが必要です。

14 - 2024/07/16 13:15 - 小門 亜優美

- () 小門 亜優美 磯崎 康浩 () .

ニチイ学館様からは、

腰部固定帯固定がなく、腰部固定帯加算のみ算定されているが、同日にリハビリを算定しているので、

不合格になるのはおかしい、というお問い合わせです。

慢性疼痛疾患管理料やリハビリテーション、消炎鎮痛処置を算定している場合は、「腰部固定帯固定」は算定できませんが、「腰部、胸部又は頸部固定帯加算(初回のみ)170点」は算定できる。となっているかと思しますので、

新たにルールの作成、指示を姜さんへお願いしたいです。

よろしくお願いたします。

#15 - 2024/07/16 14:33 - 磯崎 康浩

- () 磯崎 康浩 小門 亜優美 ()

- システム (RC-LS クラウド)

固定帯固定のルールを作成するのですか？

#16 - 2024/07/16 15:52 - 小門 亜優美

- () 小門 亜優美 磯崎 康浩 ()

磯崎さん

腰部固定帯加算のみを算定したときに、現在は不合格になるようですので、

慢性疼痛疾患管理料やリハビリテーション、消炎鎮痛処置を算定している場合は、加算のみの算定でも合格となるよう

ルールを組む必要があるかと思ます。

いかがでしょうか？

#17 - 2024/07/16 16:43 - 磯崎 康浩

- () 磯崎 康浩 小門 亜優美 ()

腰部、胸部又は頸部固定帯加算は、それぞれの固定帯を給付する都度算定するとあり、手技料に限定されていませんので、ルールは不要かと思ます。(病名のチェックは必要)

なお、腰部 胸部固定帯固定の手技は、消炎鎮痛処置やリハビリ、直達けん引実施時等、併算定できないとありますので、こちらは、ルールが必要です。

#18 - 2024/07/17 10:20 - 森口 愛子

- () 小門 亜優美 磯崎 康浩 ()

- () 90 50 ()

磯崎 康浩 は書きました:

(1)

本加算は、それぞれの固定帯を給付する都度算定する。なお、「固定帯」とは、従来、頭部 頸部 軀幹等固定用伸縮性包帯として扱われてきたもののうち、簡易なコルセット状のものをいう。(2)

胸部固定帯については、肋骨骨折に対し非観血的整復術を行った後に使用した場合は、手術の所定点数に含まれており別途算定できない。とあり、胸部固定帯以外は、特に規定がありません。従来不要であったルールが存在したために起こったエラーだと思います。

従って、既存ルールは廃止し、新規ルール「胸部固定帯加算の適応」を作成でOKと思ます。

腰部固定帯固定の手技に対しては、運動器リハビリテーション料(1)(理学療法士による場合)算定時等は、算定できないというルールが必要です。

横から失礼します。

ニチイ学館からの要請は、「運動器リハビリテーション料(1)を算定している場合に、固定帯固定を算定していなくても腰部、胸部又は頸部固定帯加算は算定可であるが、不合格判定になっているためルールを見直してほしい」という内容です。

新たに固定帯固定のルールを作成するのではなく、加算の算定要件のルールについて話しています。

運動器リハビリテーション料(1)を算定している場合に、腰部、胸部又は頸部固定帯加算は算定してよいという内容のルール修正もしくはルール新設を指示してください。

また、今回の争点の部位は「腰部」です。周辺ルールの改訂も必要事項ですが、まずは先方の要望をレセプト閲覧も含めてご確認いただきたいです。

よろしくお願いいたします。

#19 - 2024/07/17 13:44 - 磯崎 康浩

- () 磯崎 康浩 森口 愛子()

例えば、腰痛でコルセットで腰部固定した場合、腰部固定帯固定と腰部、胸部又は頸部固定帯加算を算定します。

後日、外来でコルセットのみ交換するということがあります。この場合は、腰部、胸部又は頸部固定帯加算のみの算定となります。

初回に限定しますと、固定帯固定が包括される手技料がチェック対象になると思いますが、そもそもそれは、固定帯固定に対するチェックになると思います。

また、2回目以降材料のみの交換の場合、手技がなくても算定可能となりますので、チェックのかけようがないと思います。

そもそも既存のルールが間違っており、不要なルールであったと思われる。

#20 - 2024/07/17 17:48 - 小門 亜優美

- () 森口 愛子 姜 俊豪()

姜さん

現在、「腰部固定帯固定」について

腰部固定帯固定 と 慢性疼痛疾患管理料 リハビリテーション 消炎鎮痛処置

を併算した場合、不合格となるような点検ルールは設定されていますか？

もしなければ必要なので、磯崎さんにルール作成を依頼します。

確認をお願いします。

#22 - 2024/07/18 15:51 - 姜 俊豪

- () 姜 俊豪 小門 亜優美 ()

次のようなメッセージで点検します。

慢性疼痛疾患管理料算定日以降の腰部固定帯固定は慢性疼痛疾患管理料に含まれるのではないのでしょうか。

腰部固定帯固定は心大血管疾患リハビリテーション料(1)(看護師による場合)に含まれ、算定できないのではないのでしょうか。(同日)(6/30)

同日に腰部固定帯固定が算定されています。

#23 - 2024/07/18 16:10 - 小門 亜優美

- () 小門 亜優美 磯崎 康浩 ()

磯崎さん

姜さんより現在の点検ルールの提示があり、消炎鎮痛処置や運動器リハビリ、直達けん引との併算など

足りない部分があるかと思しますので、

ルール作成をし、姜さんへご指示をお願いしたいです。

よろしく願いいたします。

#24 - 2024/07/18 17:14 - 磯崎 康浩

- 固定帯固定ルール.xlsx (ガ) ガ

- () 磯崎 康浩 姜 俊豪 ()

固定帯固定のルール作成しました。

よろしく願いします。

#25 - 2024/07/19 15:13 - 姜 俊豪

- () 姜 俊豪 小門 亜優美 ()

- () 50 90 ()

全部確認しましたが、鋼線等による直達牽引（2日目以降）を除いてはすでにすべて点検をしています。

したがって、既存のルールに鋼線等による直達牽引（2日目以降）のみ追加し、新規にルールを作成しません。

別途の意見がなければ2024-07-20 23:00に適用します。

、鋼線等による直達牽引（2日目以降）

鋼線等による直達牽引（2日目以降）が

2024-07-20 23:00

胸部固定帯加算.xlsx	10.098 KB	2024/07/11	磯崎 康浩
固定帯固定ルール.xlsx	57.517 KB	2024/07/18	磯崎 康浩